

御幸山中学校の生徒心得

日課表

	Aチャイム（５０分）	Bチャイム（４５分）
予 鈴	８：２５	８：２５
本 鈴	８：３０	８：３０
朝の会	８：３５～８：４５	８：３５～８：４５
第１時限	８：４５～９：３５	８：４５～９：３０
第２時限	９：４５～１０：３５	９：４０～１０：２５
第３時限	１０：４５～１１：３５	１０：３５～１１：２０
第４時限	１１：４５～１２：３５	１１：３０～１２：１５
昼 食	１２：３５～１３：００	１２：１５～１２：４０
昼休み	１３：００～１３：１５	１２：４０～１２：５５
予 鈴	１３：１５	１２：５５
第５時限	１３：２０～１４：１０	１３：００～１３：４５
第６時限	１４：２０～１５：１０	１３：５５～１４：４０
帰りの会	１５：１０～１５：２０	１４：４０～１４：５０
清 掃	１５：２０～１５：３５	１４：５０～１５：０５
下校時刻	１５：３５	１５：０５

部活動 活動終了時刻、下校完了時刻

	A帯６限	B帯６限	A帯５限	B帯５限
４～９月	１８：００ (１８：２０)	１７：３０ (１７：５０)	１７：００ (１７：２０)	１６：３０ (１６：５０)
１０月	１７：３０	１７：００	１６：３０	１６：００
２・３月	(１７：５０)	(１７：２０)	(１６：５０)	(１６：２０)
１１～１月	１７：００ (１７：２０)	１７：００ (１７：２０)	１６：３０ (１６：５０)	１６：００ (１６：２０)

※（ ）内の時刻は下校完了時刻とする

※日没の早い時期は、日没に合わせるようにするため、各顧問の指示に従うこと。また、活動終了したら、速やかに片付けを行い、下校完了時刻までに門を通過する。

常に本校生徒であるという自覚と誇りを持って、自分の行動に責任をもつこと

1 学校生活について

A 服装・身だしなみ

	規 定		備 考
冬服	学校指定のブレザー 白色、長袖カッターシャツを着用する 学校指定のスラックス・スカート		・長袖カッターシャツにブレザーを着用するときは、ネクタイまたはリボンを着用する ・シャツの上に、濃紺色、無地のベスト・セーター・カーディガンを着てもよい（通年可） ・シャツの下に肌着を着用する ・長袖カッターシャツのみ、またはシャツの上にベスト・セーター・カーディガンを着用した形で生活してもよい ・カッターシャツの裾は、スラックス・スカートの中に入れる ・ポロシャツの裾は、スラックス・スカートに入れなくてもよい ・スラックスの裾はシングルを基準とする ・スカートは膝が隠れる丈とする
	白色、無地のポロシャツ（半袖） 学校指定のスラックス・スカート		
肌着	無地で単色 カッターシャツやポロシャツからはみ出ない形状のものとする		・冬服や長袖カッターシャツの場合、長袖も可 ・ハイネック、タートルネックは不可
ベルト	単色、黒・紺・茶のベルトを使用する		・スラックス着用の場合はベルトを使用する
帽子	形・色・柄は指定しない		
靴	通学用…白または黒を基調としたひもの運動靴 上ばき…学校指定の上ばき用運動靴		・ハイカットのシューズ、革靴は不可 ・上ばきは指定のものと同等のものでもよい
靴下	単色、白・黒・紺、グレーで単色のもの（ワンポイントは可）		・ワンポイントは3 cm 角程度のもの
体操服	半袖シャツ、紺ハーフパンツ 気温に応じてジャージ着用可		・学校指定のもの ・校内では、半袖シャツまたはジャージにゼッケンを付ける。（必ず名前が見えるようにする） ・指定のもの ・運動場は通学靴を使用する
	靴	体育館…体育館シューズ 運動場…運動靴	
頭髪	安全を意識した、勉強や運動がしやすい良識のある髪型		・整髪料等は付けない ・パーマ、カール、毛染め等はしない ・肩より長いものは三つ編みか結ぶ、ヘアピン・ゴムは黒・紺・茶の単色とする

雨具	レインシューズ、長靴、レインコート を使用してもよい	・形・色・柄は指定しない
防寒着	ベスト・セーター・カーディガン（無地・濃紺色） タイツ（黒・紺・肌色）	・ハイネック、タートルネックは不可 ・ベストの素材は問わない、ブレザーからはみ出ない形状のものであれば、ダウン素材のものも可 ・期間は設けない
	コート、ダウンジャケット、ウインドブレーカー	・色の指定はしない、華美でないものを使用する ・長さは、ひざ丈程度までのもの ・部活動で使用している防寒着も可 ・期間は設けない
防寒具	手袋・マフラー・ネックウォーマー	・冬服着用時のみ使用してもよい（期間は設けない） ・色の指定はしない、華美でないものを使用する ・耳当ては不可
カバン類	両肩から背負うことができるバッグ	・色の指定はしない
その他	・ピアスやアクセサリなどの装飾品は身に付けない ・化粧はしない ・貴重品など学習活動に不必要なものは持ってこない ・汗ふきシートの使用を認めるが、無香料のものとする。なお、スプレータイプの制汗剤の使用は認めない ・日焼け止めの使用を認めるが、無着色、無香料のものとする。なおスプレータイプの物の使用は認めない。	



- ・名札は決められた位置（左胸）に正しく付ける。
（※名札・ゼッケンを忘れた場合は、朝の時点で必ず担任の先生に申し出て、代用の名札を付ける。また、上靴を忘れた場合は、職員室に行き、スリッパを借りる。）
- ・ネクタイ・リボンについては、冬服時（ブレザー＋長袖カッターシャツ）に着用する。長袖カッターシャツや半袖ポロシャツのみの場合、着用しない。

B 持ち物

- ・自分の持ち物には、必ず記名する。
- ・カバンにキーホルダーを付けてもよいが、1つまでとする。（他の生徒のカバンと区別をするため）
また、キーホルダーのサイズは身分証明書カード大までとする。（ロッカーのスペースが狭いため）缶バッジなどの安全ピンのものは不可。（外れた場合危険なため）
- ・登下校時の腕時計の使用を認める。ただし、高価なものや時計以外の機能が付いているものは使用しない。

C 校舎内

- ・他学年のフロアや他クラスの教室にはいかないようにする。他学年に用がある場合は、先生に相談をする。
- ・ランチルーム前のトイレは、授業中の緊急時のみに使用してもよい。放課での使用は原則なしとする。
- ・廊下や階段は走らない。

D 教室

- ・机の横にかけてよいものは、体育館シューズ・水筒・弁当・タブレットバッグのみ。
- ・ロッカー内の整理整頓を徹底する。廊下にある、置き勉ロッカーを有効に活用する。
- ・ロッカーの上に置いてよいものは水筒と弁当のみで、かためて置く。
- ・タブレットを使用しない場合は、タブレットバックの中かタブレット保管庫の中で管理をする。
- ・タブレットを学校に置いて帰る場合は、必ずタブレット保管庫に入れる。

E 学習

- ・始業の合図ですぐ授業が始められるよう、放課中に学習の準備をしておく。
- ・授業中は他の生徒の迷惑にならないように静かに、熱心に学習する。
- ・授業に遅れたり、途中座席を離れたりする必要が起こった場合や、見学する場合は、先生の許可を受ける。
- ・物の貸し借りは原則しないこととし、教科書やその他の用具を忘れたときは、先生に報告し指示を受ける。

F 放課

- ・昼食後の放課は、各学年で割り振られた日であれば、運動場で体を動かしてもよい。
- ・昼の放課時は予鈴ですぐ教室に入り、本鈴までに学習態勢を整える。

G 昼食

- ・食事の前には必ず手を洗う。
- ・食事中は、食事の作法を守る。
- ・昼食終了のチャイムが鳴るまでは原則席を立たない。

H 校内美化

- ・便所、洗面所等は清潔に使用する。
- ・清掃分担区域は責任をもって清掃整頓に努める。
- ・掃除道具は大切に扱い、整頓して所定の場所に置く。
- ・掃除のときは、決められた時間内に終了するように全員で協力してきれいにするよう心掛ける。
- ・ガラス、用具等の破損紛失等の場合は、すみやかに先生に申し出ること。

2 登下校について

- ・登下校は徒歩通学を原則とする。ただし、植田山1～5丁目・八事裏山からの通学者で申し出のあった生徒に限り、許可証を発行してバス通学を許可する
- ・通学路の指定はないが、なるべく人通りの多い広い道を通るようにする。
- ・道路を歩くときは、交通道德、規則を守り、通学途中に悪ふざけしたり、他の人に迷惑を掛けたりするようなことは絶対にしない。
- ・学校付近の歩道のない道路については、学校側を歩き、広がって歩かないようにする。
(※塩釜口駅付近の「塩釜口駅前歯医者」と「ローソン」の間の道路は大変狭いので、必ず学校側「塩釜口駅前歯科」側を歩くようにする。)
- ・8:00以降に門を通過し、8:15までに到着するよう心掛ける。
- ・遅刻してきた場合は正門のインターホンを鳴らし、職員室に立ち寄る。遅刻連絡票を受け取ってから教室に行く。(正門が閉まっている場合には、正門左側の扉から入る。)
- ・名札(ゼッケン)は登下校時、外す。
- ・下校時間は、用がない場合、授業終了後25分以内を目安に下校する。下校時、友達を待つ場合は土間から出た場所で待つようにする。駐車場や正門付近、道路で待つのは危険なため、ないようにする。
- ・駐車場などの私有地の通り抜けはしない。

3 校外生活について

- ・中学生として規律正しい生活を送ること。未成年に対し、法律で禁止されている行為は絶対しない。
- ・危険な場所に近寄ったり、遊んだりしない。
- ・友人との交際には十分気を付けて、不良な行為をしないようにする。
- ・地域の人々と一緒に、良い環境を作る協力をする。
- ・みだりに金銭、物品の貸借贈答交換は行わない。
- ・特別な理由でアルバイトをしなければならないときは、事前に保護者とアルバイト先の許可を受け、担任を通じて学校長に届け出て、許可を受ける。

4 熱中症対策について

A 体操服登校

- ・酷暑期間である6月～9月ごろ、体操服で学校生活を送ってもよい。（期間はお便りで知らせる）
- ・暑さ対策で体操服登校を認めているため、長袖、長ズボンのジャージを登下校および学校生活で着用することは原則なし。ただし、教室内で冷房によって冷える場合のみ、ジャージの着用を認める。

B 日傘

- ・色の指定はしない（雨傘と同様）
- ・登下校時、周囲の迷惑にならないように、マナーを守って使用する。

C 冷感タオルや、保冷剤等

- ・使用は、登下校時や指示のあった教科の時間・部活動とする。登下校時、首などに巻いて使用する保冷剤については、タオルやハンカチにくるむ等、冷えすぎないようにする。

D 授業中の水分補給

- ・授業中でも水分補給をしてもよい。授業中に水分補給ができるように机の枠内の床に置いてよい。水分が不足しないように、十分な量を準備すること。
- ・塩分、イオン、電解質を含む飲料は認める。ジュースなどは認めない。

5 防寒対策について

◎防寒着や防寒具

- ・使用期間は設定していないため、各自、気温に応じて着用する。
- ・冬服（ブレザー＋長袖カッターシャツ）着用時のみの使用とする。
- ・色の指定はしないが、華美でない上着（コート、ダウンジャケット、ウインドブレーカー）【下記写真参照】や部活動で使用している防寒着も可とする。
- ・防寒着や防寒具については、登下校時に教室等で着脱をする。



コート



ダウンジャケット



ウインドブレーカー